

第 126 回

和歌山県都市計画審議会

会 議 録

## 第 126 回和歌山県都市計画審議会

### 1. 日時

令和 6 年 3 月 27 日（水曜日）午後 3 時 00 分～

### 2. 場所

ホテルアバローム紀の国 2 階 鳳凰の間

### 3. 議案

第 1 号議案 那智勝浦都市計画道路（3・7・15 号 下里太地線）

太地都市計画道路（3・7・5 号 下里太地線）の変更について（付議）

第 2 号議案 産業廃棄物処理施設（建築基準法第 51 条ただし書き 田辺市・上富田町）について（付議）

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

まず、第1号議案でございますね。こちらについて事務局からご説明をお願いいたします。

[議案第1号を朗読]

---

## ○事務局

それでは、第1号議案、下里太地線の都市計画案について説明させていただきます。

まず初めに、事業化の背景について説明します。

図の場所は、和歌山県那智勝浦町及び和歌山県太地町を示しています。

灰色で示している範囲は、平成25年に県が公表した南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域です。現状、南海トラフ巨大地震が発生すると、現道の国道42号や県道南平野下里停車場線などが津波により浸水し、通行不能となるおそれがあります。それにより、周辺地域への迅速な救助・救援に支障を来すという点において課題があるところです。

この現状を受けて、南海トラフ大地震による津波に対し浸水しないよう浸水想定高さより高い位置に、現在国が事業中の串本太地道路ICまで道路を連絡することで、災害時における緊急物資の輸送など、災害に強い道路ネットワークを構築することが当該道路の主目的となります。

なお、太地町においては都市計画区域と行政区域が一致しておりますが、那智勝浦町においては都市計画区域外となっております。当該道路につきましては、那智勝浦町の都市計画区域外及び太地町の都市計画区域内を通過する、延長約3050メートルの道路となっております。

こちらは、参考のスライドになりますが、都市計画道路をはじめとする都市施設については、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても定めることができ、都市計画運用指針においても、一の都市計画区域を越える広域的な道路については、一体のものとして都市計画に位置づけることが適当と判断される区間がある場合には、その区間が都市計画区域外にわたる場合であっても定めることが望ましいとの国の考え方が示されております。

今回計画する下里太地線につきましては、このような取り扱い事項を確認した上で、都市計画決定を行うものになります。

次に、道路計画概要について説明します。

まず、最初の「3」については、道路の区分を表すものです。自動車専用道路が1、幹線街路が3などで区分されており、本路線は幹線街路ですので3となります。次の「7」は、規模を表すもので、幅員8メートル未満のものは7となります。最後の番号については、それぞれの都市計画道路区分ごとの通しの番号となっております。

道路延長は約3050メートル、道路規格は第3種第3級、設計速度は時速40キロメートル、車線数は2車線、道路幅員は7.5メートルで、幅員構成につきましては、車線3メートルと路肩0.75メートル×2となっております。

今回、都市計画案は、この道路幅員7.5メートルの幅を都市計画道路区域として都市計画決定するものになっております。

次に、道路計画について説明します。

こちらは起点側の計画ルートを示した図になります。

赤で着色された道路が下里太地線になります。また参考に、南海トラフ巨大地震により想定される津波浸水想定区域を示しております。

ルートにつきましては、まず①番の地点では、インターチェンジとの連続性を確保できるよう起点位置を選定してありまして、国道42号と平面交差となっております。

次に、②番の区間や③番につきましては、JR紀勢本線と立体交差しつつ、山地の改変を最小とするため、地形に沿って山裾を通過し、④の地点では既存県道太地港下里線と平面交差するルートとなっております。

こちらは、旗揚げした範囲の縦断図を拡大して上に示したものになります。

水色で示しているのが南海トラフ巨大地震時想定浸水深さになります。下里太地線については、全区間にわたり道路本線が津波想定高さより高い位置に道路を計画しております。

次に、終点側の計画ルートを示した図になります。

ルートについても、⑤番の地点では山地部分の地形の改変を最小となるルートを選定し、⑥番や⑦番につきましては、周辺の既存現道とのアクセスが可能

な道路高さに設定しております。また、⑧番の区間については既存の現道を活用しており、県道梶取崎線との平面交差するところを終点として選定しております。

こちらにも旗揚げしている縦断図を上にも示しております。

終点の高台に接続させるために縦断勾配を大きく計画しております。

最後に、全体の航空写真及び起終点の現地の写真を掲載しております。

先ほどご説明したとおり、起点、終点ともに既存現道と平面交差するような計画となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長

ご説明どうもありがとうございました。

それでは、いかがでしょうか、ご意見、ご質問等ございましたらいただければと思います。

○委員　ご苦勞様でございます。

私はここが地元なものですから、ちょっと一言だけしゃべらせてもらいます。

道路はもうあったらあるだけ良いと考えてございまして、これについて住民側は本当に利便性からいろいろ考えています。だから、この道路にしても決して反対ではないです。

ただ、今の現道がございまして。県道太地港下里線ですか。それがまだ対向できないところが3カ所、4カ所あるんです。だから、地元の住民の方は、ぜひそれを優先的に先にやっていただきたいという要望が一番最初からございました。

それともう一つ、これは事務局でもこれから気をつけてもらわないといけないと思うんですが、説明を始めるときに1つの町だけでなく、この場合は2つの町にまたがるものですから、片一方だけして片一方していなかったら、なぜということになります。今回も大分その方向に行きつつあります。地元の振興局とか皆が苦勞していただいてうまくいくようになったんですけど、その辺は事務局がちょっと頑張っていたかかないといけないと思う。

そして、ほか2回3回と説明会を持っていただきまして、そこでいろんな要望が出ました。そのうちの幾つかも、県でできる、あるいは国へお願いするということについては、文書にさせていただいておりますが、これはありがたいことだと思います。

ただ、やっぱり最初の取っかかりが地元住民にとってはちょっと分かりにくいというか、説明がなかったことに対して憤慨したということは多々あったようでございます。その辺を今後は気をつけていただいて、次なる都市計画審議会に生かしていただいたらと思いますので。

私は意見と要望と、そして感謝を込めての意見でございます。よろしくお願いいたします。

○議長　　どうも貴重なご意見をありがとうございます。事務局からお答えいただけますか。

○委員　　いや、もう結構でございます。

○議長　　いいですか。

○委員　　質問ではないので。

○議長　　分かりました。

○委員　　そのように進めていただいたら良いので。先ほど説明もいただきました。

○議長　　はい。合意形成がまず大前提でございますので、私からもよろしくお願いいたします。

ほかに、いかがでしょうか。

○委員　　すみません、ちょっと変な質問だったらごめんなさい。

たしか津波の想定より高い位置の道路を造るとおっしゃっていたかなと思うんですけども、その道路はどういう道路を指すのかなと思ひまして、教えていただきたいと思ひます。

○事務局　　ご質問ありがとうございます。

質問の確認ですけども、道路の構造的な話でよろしいでしょうか。

○委員　　そうですね。高いとは、どういう高いをイメージとしての高さですか。

○議長　　スライドの7ページとかの、レベルの話じゃないですか、道路の。

○事務局 津波の高さがスライドにあるように着色されておりまして、今回の道路は今の現地盤よりも約10メートルから18メートルぐらい高い位置に計画しております。津波の高さよりも高い位置に道路の路面が来るということで、津波の被災を受けないという道路となっております。

以上でございます。

○議長 この色が塗ってあるところよりも上のところに、この赤い線があるから大丈夫ということですね。そういうことですね。

○事務局 そうです。

○委員 ありがとうございます。

○議長 はい。

ほかに、いかがでしょうか。

○委員 要望なんですけど、都市計画道路といたら計画して20年とか30年先の話に現実はなっている。これはもういつ災害が起こるか分からないから、突貫工事というふうなつもりで取り扱っていただかないと、都市計画道路を計画して30年でできたでは収まらない。その辺の覚悟を一度聞かせておいてほしい。

○事務局

今ご指摘ございましたことについて、今回、都市計画道路に位置づけるという中で、この箇所につきましては遅滞なく事業を進めていくよう取り組んでいくと考えております。よろしく申し上げます。

○委員 そのうちできたではなく、くれぐれも突貫工事でするぐらいの腹をくくって取り組んであげてください。お願いしておきます。

○議長 ご指摘ありがとうございます。

今のご指摘に関連して、ちょっと私の余談になるんですけど。

私、岡山大学が前任地で、そこで高梁川・小田川の防災計画の委員会の担当をやっていて、ちょうど今日のような感じで高梁川・小田川、これ確実に二百年確率豪雨が来たらあふれるので、放水路を造りましょう、その費用便益分析やってくださいという話で。費用便益分析をやって、放水路を造りましょうということを会議で決めて、事業も進めますと言った3年後に、高梁川・小田川の洪水が来て、真備地区で50人が亡くなったんですね。実際工事はその次の

年から始まる、そういう段取りだったんですけれども。

まさに今おっしゃられたとおりで、決めても実現しないと命を救うことができないので。今回も能登地震でまさに道路が命綱になったわけで、和歌山県も学ぶこといっぱいあると思いますから、ぜひ迅速に。私はトラウマになっているので、過去のそういう委員会の決定で、決定したんだけど、すぐにはなかなか事業は動かないということがあったので。そこは私からもぜひお願いしたいと思います。どうも、ご指摘ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょう。

○委員 今の先生の一話に、すごく関心があってご質問したいんですけど。

その動かなかった理由というのは、財政措置が間に合わなかったということでしょうか。それとも何か土地の買収自体、そういうのを含めてうまくいかなかったとか、何が原因で3年間たったということですか。

○議長 河川事業ですので、河川というのは上流から下流まであって、上流のところでそのバイパスを造ったら、下流のところでそれが受けられるかどうかというのがあって、下流の堤防事業から順番にやっていって、それでやりますという話だったんですね。だから、そういう段取り的にいって、もともと3年から4年かかる、そのプランどおりには進んでいたんですけれども、下流を補強してやらないとその放水路を通す段取りができなかったということなんです。

まあちょっと頑張ってお金つけて、2年ぐらい全部前倒しにやってよって、そのとき強く言えなかったのかなとか、そういう反省もしたりいたします。

○委員 はい、了解しました。

○議長 すみません、個別のほかのお話で申し訳なかったですけど、ほかに何かございますか。

よろしいですかね。ちゃんと説明をということは、那智勝浦町からもご意見が出ているとおりで、まあ反対するというご意見はなかったように思いますので、そういうふうなことを踏まえて、きちんと説明して迅速に進めていただくということを前提に、この第1号議案をお諮りしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕



○議長 はい、ありがとうございます。

それでは、第1号議案につきまして、本審議会からは「原案のとおり変更することを適当と認める」としてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 はい、ありがとうございます。

異議なしということでございますので、第1号議案については、本審議会からは「原案のとおり変更することを適当と認める」とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次は第2号議案ですね。そちらの説明をお願いいたします。

〔第2号議案を朗読〕

---

○事務局 建築住宅課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第2号議案についてご説明申し上げます。

お手元の議案書または正面のスクリーンをご覧ください。

本議案は、民間事業者から和歌山県に申請があった建築基準法第51条ただし書き許可に関する付議となっております。

最初に、スライド2ページ目のフロー図が許可事務の流れについて。となります。

本件に関しましては、廃掃法による産業廃棄物処理施設の許可、図中央朱書きの建築基準法「51条許可」が必要となっております。

次に、3ページ目の建築基準法における都市計画審議会の位置づけについて。

建築基準法第51条の規定では、都市計画区域内で産業廃棄物を破砕する処理能力が1日5トンを超える施設は、原則として都市計画においてその位置が決定しているものでなければ建築してはなりません。本件は位置の決定がされてございません。

そのため、同条ただし書きの特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合の規定により、本審

議会にお諮りするものでございます。

次のページからは、当該施設の概要について。

事業目的は、主に木材加工で発生する端材や解体工事等で発生する木くずなどの産業廃棄物を受け入れ、破碎し、燃料用の木質チップを製造する事業となります。下の2枚の写真は、現在の申請敷地と、その前面道路の様子です。

次に、5ページ目で申請敷地の位置について。

左上の都市計画区域図の赤丸が当該の計画位置となります。申請敷地は、田辺市と上富田町に敷地がまたがる位置で、いずれも都市計画区域内となっており、用途地域の指定はございません。

地図中央の赤色部分が申請敷地で、敷地の周辺100m以内に学校、病院等の、配慮を要する施設はございません。敷地の北側、西側は山林、東側、南側は事業用地で、申請敷地東側の南北方向に走る道路が町道救馬溪三栖線です。

次に、6ページ目で航空写真がございます。

敷地東側の事業用地にはバイオマス発電所、南側には木材集積場がございます。50メートル以内の範囲に現存する建物は、事業用の工場が1棟、事務所が4棟、倉庫が5棟ございまして、それ以外の土地は山林、畑、公衆用道路となっております。

次に、7ページ目の施設の配置について。

図の赤色の部分が敷地8458平方メートル、その敷地の中ほどに自走式の破碎機2機を設置する計画となっております。

それぞれ別に稼働させることが可能なため、施設全体としては2機合計の1日当たり831.8トンの処理能力を要することになってございます。

また、当敷地内に管理用事務所及び製品保管用の倉庫、延べ面積377平方メートルの建築を併せて計画してございます。

写真①、②は、搬出入のための場内通路の様子です。

次に、8、9ページにて都市計画上の敷地の位置について、留意すべき事項4点について説明させていただきます。

まず①点目、敷地は整備された県道救馬溪三栖線からの搬出入が可能となっており、出入口についても十分な幅がございます。

周辺の交通状況としましては、現況、昼間12時間の交通量は、直近の調査

により 7000 台と。計画では本施設の運搬車両は 1 日最大 4 台、往復 8 台を想定しており、現況を維持できるものと考えております。

3 枚の写真は、付近の町道の様子です。

次のページ、②点目は、当該敷地は市街化区域には該当せず、用途地域の指定もございません。

また、敷地から 50 メートル以内の 3 軒の事務所の事業者様に対してそれぞれ事業計画の説明を行い、いずれも反対の意見はないとのことでございます。

③点目は、特に災害のおそれの高い区域に位置してございません。

④点目について、当該敷地は山林を切り開いた敷地で、周囲は山林及び事業用地となっており、前面道路から約 17 メートル高く敷地外と有効に遮断されてございます。

最後に、周辺環境への影響について。

破碎施設において発生する粉じん、騒音、振動などは、県の環境部局にて審査され、全ての項目において基準を満たしているとのことでございます。

具体的には 10 ページの 3 点でございます。

①点目の粉じん飛散の補足として、直近人家は破碎機設置場所から 180 メートル以上離れているため、影響が小さいとの評価となっております。

②点目の騒音の補足としまして、破碎機設置場所から 245 メートル以上離れた特別養護老人ホームについても調査し、予測結果が環境保全目標を満足するとの評価となっております。

以上により、事務局としましては、本件申請について都市計画上支障がないものと考えてございます。

また、今回許可申請に当たって、田辺市長並びに上富田町長より、都市計画上の支障に関するご意見は特にいただいてございません。

第 2 号議案の説明は、以上でございます。ご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○議長　ご説明どうもありがとうございました。

それでは、本案件につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特に、ございませんか。

特にご意見ないようでしたら、第2号議案をお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 はい。それでは、第2号議案につきましては、本審議会からは「異議なし」としてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 はい。異議なしということでございますので、第2号議案については、本審議会からは「異議なし」とさせていただきます。

以上で、本日の予定しておりました議案は、全て終了いたしました。委員の皆様方、どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○司会 ご審議ありがとうございました。